

# 平成29年度 相談支援事業実態調査報告

## 平成29年度 相談支援事業実態調査集計

### I. 調査の概要

1. 調査対象： 当協会が把握する全国の相談支援事業を実施する1,589事業所に調査票を送付し回答を求めた
2. 調査基準日： 平成29年4月1日現在
3. 回答のあった事業所数：763事業所（48.0%）

### II. 事業所の概要

表1 運営主体

(事業所数)

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
①地方自治体	0	0	2	1	4	0	0	0	0	7	0.9
②社会福祉法人	41	86	194	65	57	73	71	38	109	734	96.2
③社会福祉協議会	0	2	5	3	0	3	1	0	0	14	1.8
④NPO法人	1	1	1	1	0	1	0	0	1	6	0.8
⑤医療法人	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0.1
⑥その他	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0.1
計	42	89	203	70	61	77	73	38	110	763	100

回答のあった763事業所のうち、社会福祉法人が運営している相談支援事業所が734事業所（96.2%）であった。【表1】

表2 事業の実施形態

(事業所数)

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計/延	%
『指定特定相談支援』のみを実施している	13	30	113	29	25	25	30	18	69	352	46.1
『指定特定相談支援』+『都道府県・市町村委託相談支援』を実施している	29	59	87	40	36	52	42	18	41	404	52.9
a. 指定特定と委託は同一の所在地に設置(窓口が異なっても所在地が同じ場合を含む)	23	49	62	33	25	43	35	13	31	314	—
b. 指定特定と委託は別の所在地に設置	2	2	10	2	6	2	0	1	2	27	—
不明・無回答	4	8	15	5	5	7	7	4	8	63	—
『都道府県・市町村委託相談支援』のみ実施している(地域生活支援事業等のみ)	0	0	1	1	0	0	0	2	0	4	0.5
不明・無回答	0	0	2	0	0	0	1	0	0	3	0.4
計	42	89	203	70	61	77	73	38	110	763	100

763事業所のうち、『指定特定相談支援』のみを実地しているのは352事業所（46.1%）、『指定特定相談支援』+『都道府県・市町村委託相談支援』を実施しているのは404事業所（52.9%）と、約半数の事業所が都道府県・市町村の委託を受けている。また指定特定相談支援と委託相談支援を実施している404事業所のうち、指定特定相談支援と委託相談支援を別の場所に設置しているのは27事業所と少なかった。【表2】

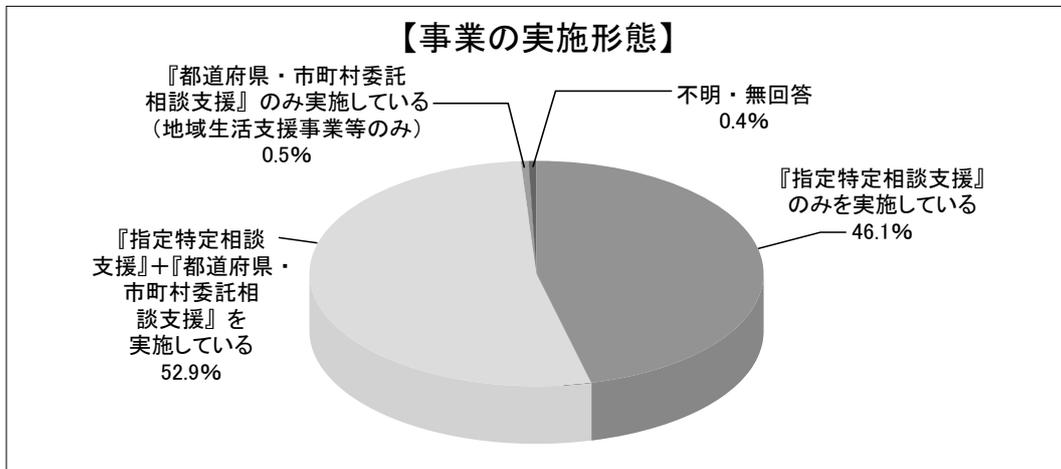


表3 指定を受けている事業

(事業所数)

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
特定相談支援事業	42	88	196	69	60	75	71	36	109	746	97.8
一般相談支援事業	31	61	102	33	38	52	38	19	50	424	55.6
a. 地域移行支援	28	54	91	31	36	49	32	17	48	386	50.6
b. 地域定着支援	28	50	83	29	35	46	32	17	48	368	48.2
障害児相談支援事業	30	77	146	54	43	56	56	30	79	571	74.8
実事業所数	42	89	203	70	61	77	73	38	110	763	100

回答のあった763事業所のうち、ほとんどの事業所（97.8%）は特定相談支援の指定を受けている。地域移行支援（50.6%）、地域定着支援（48.2%）については全体の約半数の事業所しか指定を受けておらず昨年度の傾向とほぼ変わりはない。【表3】

表4 委託を受けている事業の種類

(事業所数)

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
市町村委託相談支援事業	27	55	71	35	31	46	39	17	38	359	47.1
基幹相談支援センター	4	8	27	9	4	11	3	0	3	69	9.0
その他の相談支援関係委託事業	5	16	12	6	8	10	12	2	10	81	10.6
実事業所数	42	89	203	70	61	77	73	38	110	763	100

基幹相談支援センターを受けている事業所は全体の9.0%と、昨年度調査結果の7.2%から微増しているものの、まだまだ設置が進んでいない状況が伺える。今後も基幹相談支援センターの設置は急務と思われる。【表4】

表5 相談支援事業所窓口の設置場所

(事業所数)

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計／延	%
①市区町村役場内	1	2	2	0	2	1	0	0	0	8	1.0
②公共施設内	3	6	16	6	5	4	8	2	2	52	6.8
③障害福祉サービス事業所内	17	31	67	22	24	26	24	12	44	267	35.0
④障害者支援施設内	9	27	76	23	20	23	27	16	44	265	34.7
⑤その他	10	15	32	16	5	16	9	4	13	120	15.7
無回答	2	8	10	3	5	7	5	4	7	51	6.7
実事業所数	42	89	203	70	61	77	73	38	110	763	100

全体の約7割が、障害福祉サービス事業所内か障害者支援施設内に相談支援事業所を設置している。事業の中立性を確保する上では、今後事業所内での設置について検証が必要と思われる。【表5】

表6 土日の対応（対応方法については重複計上）

(事業所数)

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
対応可能	32	69	138	56	45	61	55	34	87	577	75.6
①平日と同様に職員が対応	10	9	25	6	2	10	10	4	13	89	15.4
②携帯電話で対応	25	43	57	26	32	36	30	23	59	331	57.4
③バックアップ施設等で対応	6	16	36	16	11	15	18	11	18	147	25.5
④留守番電話で対応	3	9	27	20	6	12	6	3	16	102	17.7
⑤その他	3	5	14	3	1	5	7	1	5	44	7.6
対応不可能	10	20	64	14	16	14	18	4	23	183	24.0
無回答	0	0	1	0	0	2	0	0	0	3	0.4
計	42	89	203	70	61	77	73	38	110	763	100

	委託なし	委託あり	委託のみ	不明・無回答	計
対応可能	229	343	4	1	577
①平日と同様に職員が対応	34	54	0	1	89
②携帯電話で対応	117	211	3	0	331
③バックアップ施設等で対応	74	72	0	1	147
④留守番電話で対応	33	67	2	0	102
⑤その他	22	22	0	0	44
対応不可能	122	59	0	2	183
無回答	1	2	0	0	3
計	352	404	4	3	763

表7 祝祭日の対応（対応方法については重複計上）

(事業所数)

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
対応可能	33	67	136	55	45	56	52	33	89	566	74.2
①平日と同様に職員が対応	10	12	28	6	1	7	9	3	11	87	15.4
②携帯電話で対応	24	40	58	24	33	36	28	23	59	325	57.4
③バックアップ施設等で対応	6	14	35	15	12	16	16	11	17	142	25.1
④留守番電話で対応	4	10	28	21	6	12	5	3	16	105	18.6
⑤その他	2	3	7	2	1	2	5	0	4	26	4.6
対応不可能	9	22	66	14	15	19	21	5	21	192	25.2
無回答	0	0	1	1	1	2	0	0	0	5	0.7
計	42	89	203	70	61	77	73	38	110	763	100

	委託なし	委託あり	委託のみ	不明・無回答	計
対応可能	229	332	4	1	566
①平日と同様に職員が対応	41	45	0	1	87
②携帯電話で対応	115	207	3	0	325
③バックアップ施設等で対応	73	68	0	1	142
④留守番電話で対応	35	68	2	0	105
⑤その他	14	12	0	0	26
対応不可能	120	70	0	2	192
無回答	3	2	0	0	5
計	352	404	4	3	763

表8 夜間の対応（対応方法については重複計上）

（事業所数）

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
対応可能	31	65	127	50	38	54	49	32	81	527	69.1
①平日と同様に職員が対応	3	1	4	0	0	4	0	2	4	18	3.4
②携帯電話で対応	25	43	67	24	27	38	30	23	56	333	63.2
③バックアップ施設等で対応	6	18	39	16	11	15	18	12	18	153	29.0
④留守番電話で対応	4	12	34	21	6	11	9	3	16	116	22.0
⑤その他	1	4	5	0	0	2	4	0	2	18	3.4
対応不可能	11	23	75	19	22	21	24	6	29	230	30.1
無回答	0	1	1	1	1	2	0	0	0	6	0.8
計	42	89	203	70	61	77	73	38	110	763	100

	委託なし	委託あり	委託のみ	不明・無回答	計
対応可能	208	314	4	1	527
①平日と同様に職員が対応	10	8	0	0	18
②携帯電話で対応	115	215	3	0	333
③バックアップ施設等で対応	78	74	0	1	153
④留守番電話で対応	39	75	2	0	116
⑤その他	9	9	0	0	18
対応不可能	141	87	0	2	230
無回答	3	3	0	0	6
計	352	404	4	3	763

土日、祝祭日の対応については、ほぼ同様の結果となっており、約7割の事業所が対応可能である。対応方法については携帯電話での対応がそれぞれ約6割と一番多い。次にバックアップ施設等での対応が25%程度となっている。平日と同様に職員が対応している事業所は15%程度にとどまっている。

夜間の対応についても69.1%の事業所が対応可能だが、平日と同様に職員が対応できる事業所は3.4%と、土日、祝祭日（15%程度）に比べ更に少なくなっている。【表6】【表7】【表8】

### Ⅲ. スタッフの状況

#### （1）職員及びスタッフの人数

表9-1 相談支援事業所の相談支援従事者数

（事業所数）

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計/延	%
1名	1	8	27	12	12	12	11	11	28	122	16.0
2名	10	24	44	18	13	14	22	16	41	202	26.5
3名	12	24	44	16	12	14	18	3	23	166	21.8
4名	5	16	30	8	10	13	8	4	9	103	13.5
5名	2	8	16	3	6	8	4	2	4	53	6.9
6名	4	6	14	7	2	4	3	1	2	43	5.6
7名	3	1	7	2	4	2	2	0	1	22	2.9
8名以上	4	1	17	3	2	9	3	1	1	41	5.4
不明・無回答	1	1	4	1	0	1	2	0	1	11	1.4
計	42	89	203	70	61	77	73	38	110	763	100
相談支援従事者総数	174	291	745	226	208	298	228	97	263	2,530	—
1事業所あたりの平均人数	4.24	3.31	3.74	3.28	3.41	3.92	3.21	2.55	2.41	3.36	—

	委託なし	委託あり	委託のみ	不明・無回答	計
1名	100	21	0	1	122
2名	109	92	1	0	202
3名	74	91	0	1	166
4名	31	71	0	1	103
5名	19	33	1	0	53
6名	6	36	1	0	43
7名	2	20	0	0	22
8名以上	6	34	1	0	41
不明・無回答	5	6	0	0	11
事業所数	352	404	4	3	763

スタッフの配置体制は2名体制が最も多く26.5%、次いで3名体制が21.8%、1名体制が16.0%、4名体制が13.5%であった。なお、3名以上の事業所は委託を受けている事業所の割合の方が高い。【表9-1】

表9-2 相談支援事業所の職員数

(人数)

			北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	
相談支援 従事者	専任	委託	24	8	93	31	17	16	13	11	12	225	
		指定	24	61	164	66	64	50	54	28	106	617	
		両方	58	117	145	69	76	145	87	32	60	789	
	兼任	委託	3	3	21	4	2	7	0	0	0	2	42
		指定	25	57	254	38	28	53	43	14	69	581	
		両方	40	45	68	18	21	27	31	12	14	276	
	常勤 換算	委託	0.5	1.7	11.9	2.5	1.5	0	0	0	0.8	18.9	
		指定	9.8	16.0	79.9	19.3	10.5	27.0	17.0	2.2	25.1	206.8	
		両方	19.0	16.6	33.4	8.9	8.5	14.0	16.3	6.6	8.4	131.7	
うち相談支援 専門員	専任	委託	15	3	59	7	15	10	6	11	11	137	
		指定	23	57	151	56	58	43	44	24	92	548	
		両方	37	93	124	64	60	122	70	29	44	643	
	兼任	委託	3	2	15	2	2	4	0	0	1	29	
		指定	20	53	233	26	20	52	39	12	58	513	
		両方	29	36	63	18	13	21	28	11	13	232	
	常勤 換算	委託	0.5	1.5	8.9	1.3	1.5	0	0	0	0.3	14.0	
		指定	5.7	13.9	75.1	13.9	6.0	26.2	9.4	2.0	20.7	172.9	
		両方	13.0	15.0	31.8	8.9	6.6	11.0	14.3	6.5	6.9	114.0	
その他	専任	委託	0	2	6	11	0	0	3	0	3	25	
		指定	1	0	3	6	2	1	1	2	5	21	
		両方	7	10	4	3	1	5	3	0	4	37	
	兼任	委託	0	2	2	0	0	0	0	0	0	4	
		指定	2	13	3	10	4	1	2	4	8	47	
		両方	4	7	4	4	3	6	5	2	4	39	
	常勤 換算	委託	0	1.2	2.0	0	0	0	0	0	0	3.2	
		指定	0.5	2.0	0.2	3.1	0.6	0.2	0.6	0.4	2.7	10.3	
		両方	0.4	0.5	2.5	0.3	1.2	3.7	0.9	0	1.3	10.8	
合計	専任	委託	24	10	99	42	17	16	16	11	15	250	
		指定	25	61	167	72	66	51	55	30	111	638	
		両方	65	127	149	72	77	150	90	32	64	826	
	兼任	委託	3	5	23	4	2	7	0	0	2	46	
		指定	27	70	257	48	32	54	45	18	77	628	
		両方	44	52	72	22	24	33	36	14	18	315	
	常勤 換算	委託	0.5	2.9	13.9	2.5	1.5	0	0	0	0.8	22.1	
		指定	10.3	18.0	80.1	22.4	11.1	27.2	17.6	2.6	27.8	217.1	
		両方	19.4	17.1	35.9	9.2	9.7	17.7	17.2	6.6	9.7	142.5	
職員総数			188	325	767	260	218	311	242	105	287	2,703	
男性	専任	委託	8	4	40	10	3	7	7	6	4	89	
		指定	14	28	59	23	20	16	15	12	36	223	
		両方	22	53	51	23	27	51	27	12	21	287	
	兼任	委託	0	3	10	1	0	1	0	0	2	17	
		指定	13	31	135	22	15	31	22	3	39	311	
		両方	25	25	38	13	8	15	15	4	7	150	
	常勤 換算	委託	0	1.0	6.4	0	0	0	0	0	0.3	7.7	
		指定	5.6	4.9	35.5	8.5	4.8	11.0	7.5	0.6	9.4	87.8	
		両方	8.1	7.9	18.0	5.6	2.3	5.3	2.9	0.7	1.9	52.7	
女性	専任	委託	15	6	56	21	14	9	7	5	11	144	
		指定	11	33	103	47	45	33	39	16	72	399	
		両方	39	71	98	40	47	97	55	20	43	510	
	兼任	委託	3	1	13	2	2	6	0	0	0	27	
		指定	10	34	122	25	16	22	21	15	37	302	
		両方	19	27	34	8	15	12	15	7	9	146	
	常勤 換算	委託	0.5	0	6.5	1.0	1.5	0	0	0	0	9.5	
		指定	4.7	7.3	35.4	13.9	6.3	13.8	10.1	1.2	9.5	102.2	
		両方	8.9	8.1	12.9	3.4	1.8	2.5	3.9	3.4	4.8	49.7	
不明	専任	委託	1	0	3	11	0	0	2	0	0	17	
		指定	0	0	5	2	1	2	1	2	3	16	
		両方	4	3	0	9	3	2	8	0	0	29	
	兼任	委託	0	1	0	1	0	0	0	0	0	2	
		指定	4	5	0	1	1	1	2	0	1	15	
		両方	0	0	0	1	1	6	6	3	2	19	
	常勤 換算	委託	0	1.9	1.0	1.5	0	0	0	0	0.5	4.9	
		指定	0	5.8	9.2	0	0	2.4	0	0.8	8.9	27.1	
		両方	2.4	1.1	5.0	0.2	5.6	9.9	10.4	2.5	3.0	40.1	

			委託なし	委託あり	委託のみ	研・研修	計
相談支援 従事者	専任	委託	0	204	21	0	225
		指定	415	199	0	3	617
		両方	0	789	0	0	789
	兼任	委託	0	41	1	0	42
		指定	460	116	0	5	581
		両方	0	276	0	0	276
	常勤 換算	委託	0	18.4	0.5	0	18.9
		指定	156.7	50.0	0	0.1	206.8
		両方	0	131.7	0	0	131.7
うち相談支援 専門員	専任	委託	0	127	10	0	137
		指定	370	175	0	3	548
		両方	0	643	0	0	643
	兼任	委託	0	29	0	0	29
		指定	406	104	0	3	513
		両方	0	232	0	0	232
	常勤 換算	委託	0	14.0	0	0	14.0
		指定	134.8	38.1	0	0	172.9
		両方	0	114.0	0	0	114.0
その他	専任	委託	0	16	9	0	25
		指定	13	8	0	0	21
		両方	0	37	0	0	37
	兼任	委託	0	4	0	0	4
		指定	41	6	0	0	47
		両方	0	39	0	0	39
	常勤 換算	委託	0	3.2	0	0	3.2
		指定	9.3	1.0	0	0	10.3
		両方	0	10.8	0	0	10.8
合計	専任	委託	0	220	30	0	250
		指定	428	207	0	3	638
		両方	0	826	0	0	826
	兼任	委託	0	45	1	0	46
		指定	501	122	0	5	628
		両方	0	315	0	0	315
	常勤 換算	委託	0	21.6	0.5	0	22.1
		指定	166.0	51.0	0	0.1	217.1
		両方	0	142.5	0	0	142.5
職員総数			929	1,735	31	8	2,703
男性	専任	委託	0	82	7	0	89
		指定	164	59	0	0	223
		両方	0	287	0	0	287
	兼任	委託	0	17	0	0	17
		指定	249	60	0	2	311
		両方	0	150	0	0	150
	常勤 換算	委託	0	7.7	0	0	7.7
		指定	65.4	22.4	0	0	87.8
		両方	0	52.7	0	0	52.7
女性	専任	委託	0	130	14	0	144
		指定	252	144	0	3	399
		両方	0	510	0	0	510
	兼任	委託	0	26	1	0	27
		指定	241	58	0	3	302
		両方	0	146	0	0	146
	常勤 換算	委託	0	9.0	0.5	0	9.5
		指定	76.3	25.8	0	0.1	102.2
		両方	0	49.7	0	0	49.7
不明	専任	委託	—	—	—	—	17
		指定	—	—	—	—	16
		両方	—	—	—	—	29
	兼任	委託	—	—	—	—	2
		指定	—	—	—	—	15
		両方	—	—	—	—	19
	常勤 換算	委託	—	—	—	—	4.9
		指定	—	—	—	—	27.1
		両方	—	—	—	—	40.1

専任の相談支援従事者は、委託が225人、指定が617人、委託と指定の両方に従事している人が789人と、委託と指定の両方に従事している相談員が多いことがわかる。相談支援の質の向上をはかる上では委託と指定の分業が望ましいと思われるため、今後検証が必要と思われる。兼任については指定が581人（委託42人、両方に従事276人）と多い割合を占めるが、兼任のうえ委託と指定との両方をこなす従事者が276人いるため業務の実態等について確認する必要があるだろう。なお、専任の相談支援専門員は女性の方が多い。また、相談支援従事者を専任兼任の別でみると、委託・指定・両方に従事する人とも専任の割合が高い。これは相談支援専門員についても同様である。

さらに、兼任の従事者の常勤換算率（常勤換算後の人数÷換算前的人数×100）をみると全体で4割を下回っており、実際の従事時間が半分を下回っていることが類推できよう。【表9-2】

表10 年齢と専任・兼任

(人数)

		北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
20代	専任	11	12	20	13	21	10	16	3	12	118	4.4
	兼任	2	3	20	2	4	1	2	3	7	44	1.6
30代	専任	35	59	129	52	49	70	48	21	54	517	19.1
	兼任	18	35	86	12	15	14	23	3	21	227	8.4
40代	専任	28	67	128	53	45	76	58	23	68	546	20.2
	兼任	23	38	117	14	15	19	23	8	22	279	10.3
50代	専任	13	26	66	22	21	37	19	16	39	259	9.6
	兼任	15	30	57	13	13	17	13	12	18	188	7.0
60歳以上	専任	5	10	30	20	14	8	7	7	7	108	4.0
	兼任	3	12	22	13	4	12	12	2	10	90	3.3
計	専任	92	174	373	160	150	201	148	70	180	1,548	57.3
	兼任	61	118	302	54	51	63	73	28	78	828	30.6
不明		35	33	92	46	17	47	21	7	29	327	12.1
計		188	325	767	260	218	311	242	105	287	2,703	100

昨年度は30代が最も多く、次に40代であったが、今年度については40代が最も多く、続いて30代となっている。相談支援専門員は属性によっては実務経験が10年以上求められる場合もあるため20代は相談支援専門員の有資格者が少なく、従事者数も少ないものと思われる。【表10】

表11 相談支援従事者の相談支援経験年数

(人数)

		北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%	年数別計	%
3年未満	20代	10	11	31	11	22	9	10	4	13	121	4.8	938	37.1
	30代	20	44	100	37	26	28	28	11	37	331	13.1		
	40代	20	33	74	18	19	32	32	11	35	274	10.8		
	50代	7	17	44	16	11	16	8	9	19	147	5.8		
	60歳以上	5	8	17	11	8	4	4	0	8	65	2.6		
3～5年未満	20代	5	1	1	4	3	1	1	1	5	22	0.9	674	26.6
	30代	18	25	64	16	25	30	18	8	24	228	9.0		
	40代	9	38	74	28	24	26	20	3	28	250	9.9		
	50代	6	18	29	11	11	15	9	5	17	121	4.8		
	60歳以上	1	5	12	6	5	9	5	3	7	53	2.1		
5年以上	20代	1	4	9	2	2	1	6	0	0	25	1.0	863	34.1
	30代	19	22	76	13	15	26	23	4	18	216	8.5		
	40代	25	31	115	28	21	43	32	14	27	336	13.3		
	50代	14	24	64	14	13	29	17	13	21	209	8.3		
	60歳以上	3	10	26	11	3	6	9	5	4	77	3.0		
不明・無回答		11	0	9	0	0	23	6	6	0	55	1.1	55	2.2
計		174	291	745	226	208	298	228	97	263	2,530	100	2,530	100

3年未満の従事者が37.1%と最も多いが、昨年度の38.9%と比べると減少している。5年以上の従事者は34.1%と昨年度(27.8%)より増加しており、3年未満の従事者数と5年以上の従事者数の割合の開差が少なくなった。相談支援専門員の仕事が定着しつつある傾向がみえてきているが、今後も長く相談支援に従事できるシステムを考える必要がある。【表11】

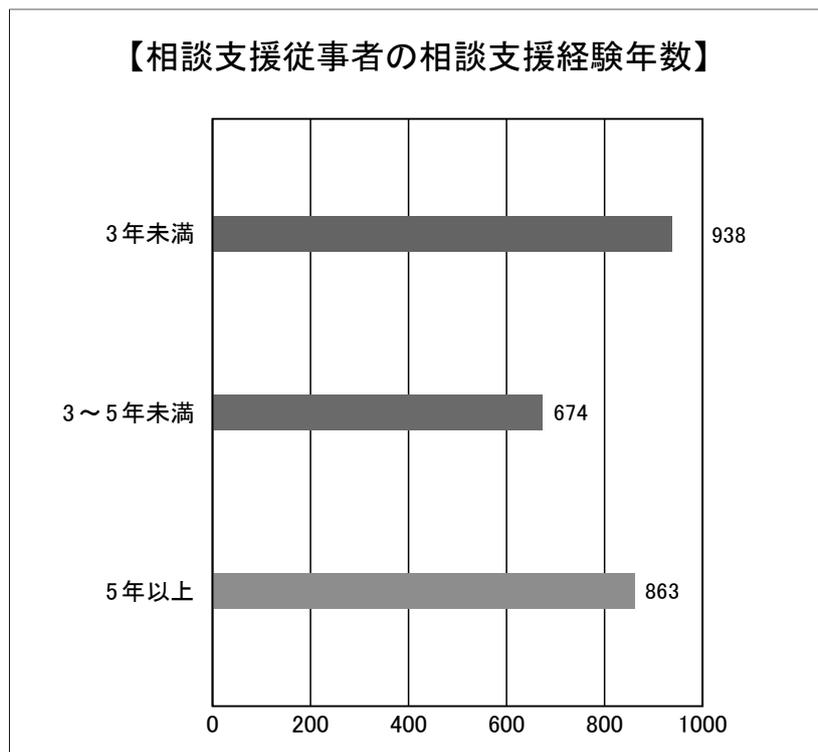


表12 職員の保有資格

(人数/延)

		北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	小計	合計	%
①相談支援専門員	専任	82	152	322	137	137	173	132	65	171	1,371	2,120	78.4
	兼任	52	104	295	39	38	69	69	18	65	749		
②保健師	専任	2	0	2	1	1	1	2	0	0	9	12	0.4
	兼任	0	0	0	0	0	0	3	0	0	3		
③看護師・准看護師	専任	0	1	7	3	2	5	2	6	5	31	46	1.7
	兼任	0	1	6	0	0	0	4	0	4	15		
④精神保健福祉士	専任	26	27	73	25	34	42	29	8	27	291	394	14.6
	兼任	12	15	31	5	7	12	11	3	7	103		
⑤介護福祉士	専任	28	64	86	52	50	48	41	28	77	474	819	30.3
	兼任	28	54	129	19	13	47	22	7	26	345		
⑥社会福祉士	専任	62	77	173	69	85	91	63	25	89	734	1,044	38.6
	兼任	27	43	106	30	18	30	21	9	26	310		
⑦介護支援専門員	専任	13	28	50	22	13	33	27	10	33	229	376	13.9
	兼任	11	19	40	17	4	12	20	6	18	147		
⑧臨床心理士	専任	1	0	3	0	0	10	1	0	1	16	25	0.9
	兼任	0	0	3	1	1	3	1	0	0	9		
⑨その他の専門職	専任	8	11	36	13	19	12	16	8	20	143	233	8.6
	兼任	6	10	34	3	4	3	13	5	12	90		
総職員数												2,703	100

昨年度調査結果に比べ、相談支援専門員、精神保健福祉士、介護福祉士、社会福祉士、介護支援専門員の総職員数に占める有資格者数の割合が増えている。今後ますます相談支援事業にソーシャルワークの質が求められてくることから、相談支援事業に携わる有資格者は更に増えてゆくものと思われる。【表12】

表13 事例検討等の状況

(事業所数)

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計/延	%
①事業所内で事例検討会等を実施している	27	46	125	39	31	48	39	21	59	435	57.0
②協議会での事例検討会に参加している	33	60	130	58	44	50	63	24	88	550	72.1
③地域内での事例検討会に参加している	31	47	130	39	42	37	41	29	64	460	60.3
④事例検討会には参加していない	2	3	7	3	0	4	2	0	4	25	3.3
事業所実数	42	89	203	70	61	77	73	38	110	763	100

「事例検討会に参加していない」は、わずか3.3%であり、ほとんどの事業所が何らかの形で事例検討会に参加していることがうかがえる。今後は頻度や内容等を検証していく必要がある。【表13】

表14 サービス等利用計画作成の検証・評価

(事業所数)

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計／延	%
①事業所内でサービス等利用計画の検証・評価を行っている	22	46	127	39	24	45	41	18	63	425	55.7
②協議会でサービス等利用計画の検証・評価を行っている	9	13	36	11	9	11	22	5	29	145	19.0
③地域内でサービス等利用計画の検証・評価を行っている	9	13	41	9	12	12	14	6	16	132	17.3
④サービス等利用計画の検証・評価は十分に行うことができていない	19	33	57	25	29	29	25	16	28	261	34.2
事業所実数	42	89	203	70	61	77	73	38	110	763	100

事業所内でのサービス等利用計画の検証・評価は55.7%とおよそ半数が実施しているが、協議会(19.0%)や地域内(17.3%)での検証・評価はまだまだ実施率が低く、十分に行うことができていない事業所も34.2%と高い。第三者機関によるサービス等利用計画の評価を進める必要がある。今後は相談支援専門員が1人の事業所でも検証・評価ができるよう、基幹相談支援センター等の設置を進める必要がある。【表14】

#### IV. 市町村からの委託相談支援

表15 委託相談支援の実施

(事業所数)

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
委託相談支援事業所である	29	59	87	40	35	51	41	20	41	403	52.8
委託相談支援事業所ではない	5	13	48	9	7	7	8	8	28	133	17.4
不明・無回答	8	17	68	21	19	19	24	10	41	227	29.8
計	42	89	203	70	61	77	73	38	110	763	100

763事業所のうち約半数の403事業所(52.8%)が市町村からの委託相談支援を受けている。【表15】

表16 市町村相談支援事業の委託市区町村数

(事業所数)

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
1 市区町村	23	34	58	28	17	38	27	6	21	252	62.5
2 市区町村	0	9	5	2	11	3	3	5	5	43	10.7
3 市区町村	2	3	4	3	4	3	2	6	6	33	8.2
4 市区町村	0	3	3	2	1	2	1	1	1	14	3.5
5 市区町村	2	2	2	1	0	1	3	2	2	15	3.7
6 市区町村以上	1	2	8	3	0	3	3	0	2	22	5.5
不明・無回答	1	6	7	1	2	1	2	0	4	24	6.0
計	29	59	87	40	35	51	41	20	41	403	100

委託相談支援403事業所のうち、252事業所（62.5%）が1市区町村からの委託を受けており、複数の市区町村からの委託を受けている事業所は半数以下である。【表16】

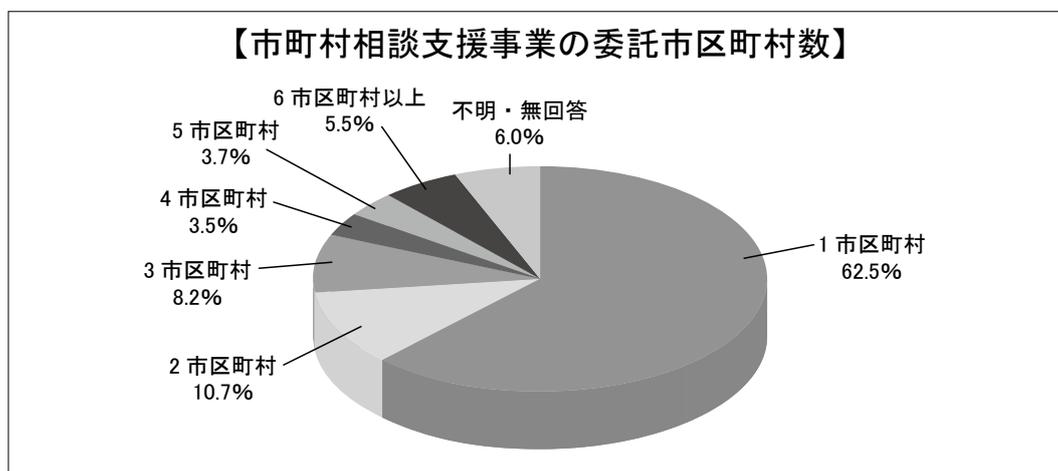


表17 自立支援協議会の運営委託市区町村数

(事業所数)

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
1 市区町村	12	18	37	18	10	21	10	1	12	139	68.8
2 市区町村	0	4	1	2	5	3	1	3	3	22	10.9
3 市区町村	0	1	1	3	3	1	1	2	3	15	7.4
4 市区町村	0	0	1	2	0	1	1	0	2	7	3.5
5 市区町村	1	0	1	0	0	0	1	1	1	5	2.5
6 市区町村以上	0	1	6	3	0	2	0	1	1	14	6.9
計	13	24	47	28	18	28	14	8	22	202	100

【表16】と同様に自立支援協議会の運営委託市区町村数についても、1 市区町村が68.8%と最も高い。一方で6 市区町村以上の委託を受けている事業所も14ヶ所（6.9%）あった。【表17】

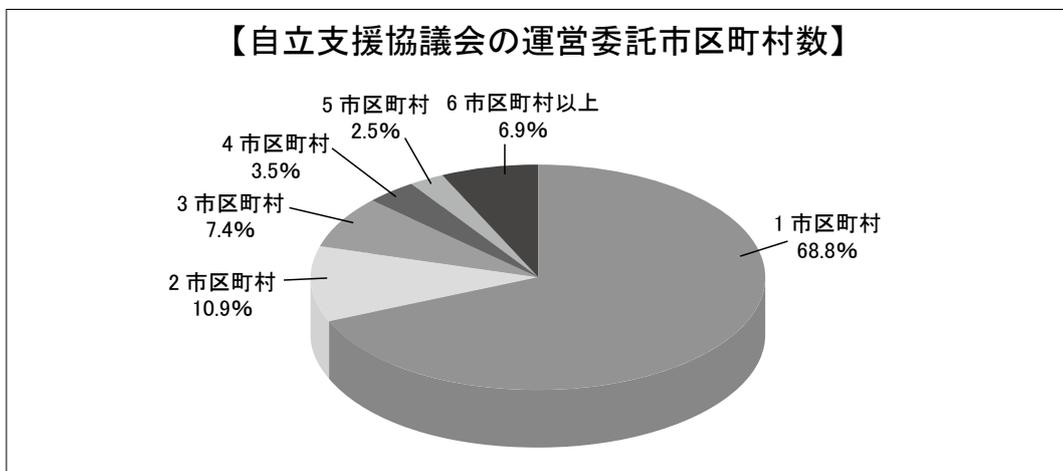


表18 委託市区町村（相談支援事業）の人口規模

（事業所数）

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
① 1万人未満	8	0	0	0	2	1	1	0	0	12	3.0
② 1万人以上～5万人未満	7	19	6	4	4	13	6	6	15	80	19.9
③ 5万人以上～10万人未満	3	17	19	9	15	14	5	6	11	99	24.6
④ 10万人以上～30万人未満	2	14	31	13	7	11	18	4	9	109	27.0
⑤ 30万人以上～50万人未満	3	4	10	8	3	5	5	2	2	42	10.4
⑥ 50万人以上～100万人未満	0	0	6	5	1	3	1	2	1	19	4.7
⑦ 100万人以上	5	4	8	0	0	3	3	0	1	24	6.0
無回答	1	1	7	1	3	1	2	0	2	18	4.5
事業所数	29	59	87	40	35	51	41	20	41	403	100

委託人口規模は10万人以上～30万人未満が27.0%、次いで5万人以上～10万人未満が24.6%であり、合わせると委託相談を行っている事業所全体の半数以上を占めている。【表18】

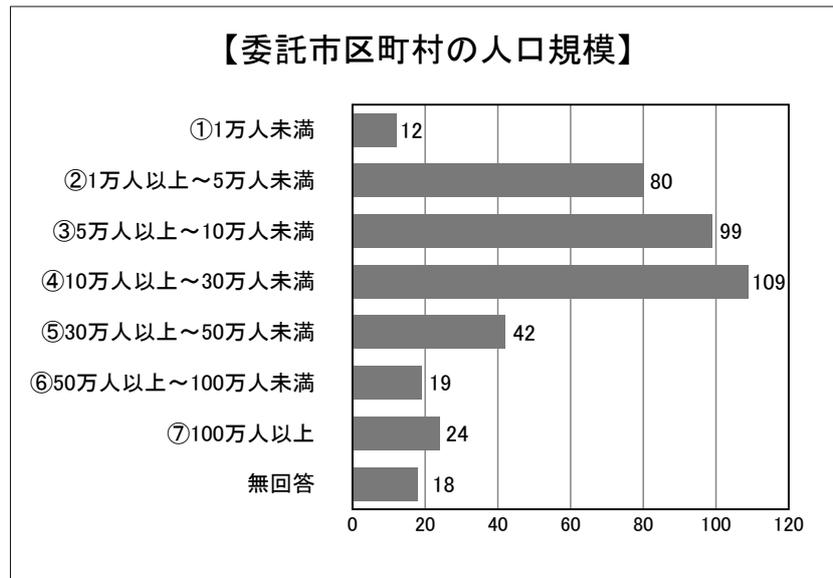


表19 委託内容

（事業所数）

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計／延	%
① 知的障害	28	58	84	37	32	49	40	20	36	384	95.3
② 身体障害	25	54	74	29	30	44	33	14	34	337	83.6
③ 精神障害	25	53	67	26	28	39	35	14	33	320	79.4
④ 障害児	24	51	71	33	26	42	33	16	34	330	81.9
事業所数	29	59	87	40	35	51	41	20	41	403	100

委託内容は知的障害が95.3%と最も高いが、身体障害、精神障害、障害児ともに昨年度よりも数値が高くなっている。障害種別を問わない委託方法が一般的となっている。【表19】

表20 委託相談者実人数 (平成28年度)

	人数	%	1事業所あたりの相談者数
北海道	7,303	7.6	270.5
東北	13,071	13.6	237.7
関東	18,822	19.5	251.0
東海	8,650	9.0	233.8
北陸	8,405	8.7	262.7
近畿	14,842	15.4	345.2
中国	12,389	12.8	334.8
四国	4,594	4.8	241.8
九州	8,359	8.7	245.9
計	96,435	100	293.1

表21 障害種別相談者数 (平成28年度)

(人数)

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計／延	%
知的障害	2,096	5,208	7,692	3,266	3,971	6,961	4,365	2,561	2,800	38,920	40.4
身体障害	692	1,925	2,428	1,476	799	1,858	1,049	471	785	11,483	11.9
精神障害	1,125	2,666	3,752	1,623	1,170	2,426	2,082	845	1,277	16,966	17.6
発達障害	344	428	743	337	291	350	1,223	206	336	4,258	4.4
児童	1,132	2,127	1,784	1,233	1,560	2,246	3,086	337	2,196	15,701	16.3
難病	16	41	168	42	17	57	30	20	18	409	0.4
その他	419	626	632	374	576	793	424	136	943	4,923	5.1
相談者実数	7,303	13,071	18,822	8,650	8,405	14,842	12,389	4,594	8,359	96,435	100
うち28年度新規相談者	1,222	1,693	2,970	1,639	1,567	2,058	1,487	685	1,439	14,760	—

昨年度調査結果の委託相談支援439事業所から今年度は403事業所と減少しているため、委託相談者実人数の総数は少なくなっている。1事業所あたりの相談者数については地域によって差がある。障害種別相談者数は知的障害が40.4%と一番多いが、児童も16.3%と昨年度調査結果の14.3%に比べ割合が高くなっている。【表20】【表21】

## V. 指定特定相談支援

表22 指定特定相談支援の実施

(事業所数)

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
指定特定相談支援事業所である	41	88	196	69	60	75	71	36	107	743	97.4
指定特定相談支援事業所ではない	0	0	3	1	1	0	0	1	1	7	0.9
不明・無回答	1	1	4	0	0	2	2	1	2	13	1.7
計	42	89	203	70	61	77	73	38	110	763	100

回答事業所の内、97.4%が指定特定相談支援を実施していた。【表22】

表23 特定事業所加算の取得状況

(事業所数)

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
特定事業所加算を取得している	10	13	17	9	15	16	11	4	10	105	14.1
特定事業所加算を取得していない	30	72	169	57	43	58	54	29	88	600	80.8
不明・無回答	1	3	10	3	2	1	6	3	9	38	5.1
計	41	88	196	69	60	75	71	36	107	743	100

指定特定相談支援事業所の内、特定事業所加算取得事業所は14.1%と、大多数の事業所は加算の取得に至っていない。【表23】

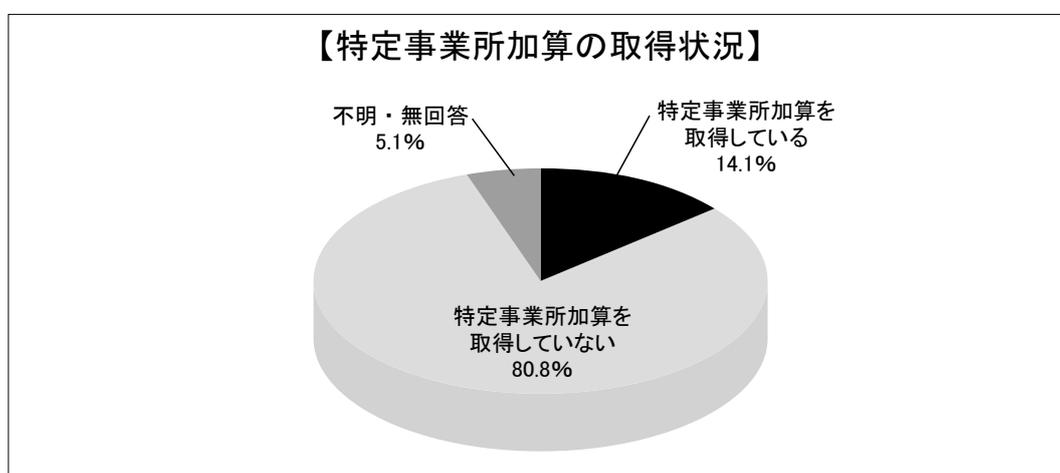


表24 特定事業所加算未取得の事業所の状況

(事業所数)

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
今後取得する予定	3	4	11	1	3	8	4	2	10	46	7.7
取得する予定はない	18	43	93	21	22	32	23	18	37	307	51.2
取得できない	8	23	50	33	17	16	22	9	33	211	35.2
不明・無回答	1	2	15	2	1	2	5	0	8	36	6.0
計	30	72	169	57	43	58	54	29	88	600	100

特定事業所加算未取得の事業所における今後の加算取得の予定については、取得する予定のない事業所(51.2%)と、取得できない(35.2%)とをあわせて86.3%と特定事業所加算の取得のハードルの高さがうかがえる。【表24】

表25 特定事業所加算未取得の事業所が取得可能になるための要件

(事業所数/延)

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
常勤専従1名兼任2名に緩和されれば取得可能	2	3	6	3	0	0	5	0	5	24	11.4
常勤専従2名にのみ緩和されれば取得可能	1	6	7	4	5	5	6	6	8	48	22.7
常勤専従1名兼任1名に緩和されれば取得可能	1	10	19	17	5	4	6	3	15	80	37.9
その他	3	4	17	9	6	7	4	1	4	55	26.1
表24において「取得できない」と回答した事業所数	8	23	50	33	17	16	22	9	33	211	100

特定事業所加算未取得の事業所が取得可能となるための要件として、常勤専従2名であれば取得できると回答した事業所が22.7%あり、常勤専従1名兼務1名で取得できるとした事業所は37.9%あった。何らかの取得要件の緩和により加算を取得できると回答した事業所は全体の約7割を占めた。【表25】

表26 サービス等利用計画・モニタリングの作成対象

(事業所数)

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
自法人の利用者のみ	6	2	18	3	1	5	2	2	3	42	5.7
他法人の利用者のみ	0	0	1	0	0	1	3	0	0	5	0.7
自法人・他法人利用者双方	9	25	71	23	24	30	26	15	46	269	36.2
特に定めていない	25	59	104	43	35	38	39	19	57	419	56.4
不明・無回答	1	2	2	0	0	1	1	0	1	8	1.1
計	41	88	196	69	60	75	71	36	107	743	100

サービス等利用計画、モニタリングの作成対象者として、自法人他法人ともに幅広く受け入れ対象としていることが分かるが、内訳については不明である。【表26】

表27 サービス等利用計画・モニタリングの受託対象障害種別

(事業所数)

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
知的障害	40	83	189	68	56	72	68	35	99	710	95.6
身体障害	34	81	147	55	51	62	58	25	85	598	80.5
精神障害	34	80	140	51	46	58	58	25	86	578	77.8
発達障害	32	69	130	54	49	57	64	31	70	556	74.8
高次脳機能障害	23	55	101	33	35	45	40	17	59	408	54.9
難病	19	51	88	34	33	45	41	11	52	374	50.3
その他	4	3	13	3	5	4	4	1	6	43	5.8
指定特定事業所数	41	88	196	69	60	75	71	36	107	743	100

7割以上の事業所が、知的障害、身体障害、精神障害、発達障害の受託をしているのに比べ、難病や高次脳機能障害の受託は5割程度にとどまっている。【表27】

表28 サービス等利用計画作成件数（平成28年度）

(事業所数)

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
0件	1	1	6	0	0	1	5	0	1	15	2.0
1件～20件	3	6	21	8	5	7	7	3	6	66	8.9
21件～40件	6	7	26	8	2	5	4	3	12	73	9.8
41件～60件	7	7	22	7	5	9	9	2	20	88	11.8
61件～80件	3	11	28	6	7	9	7	6	13	90	12.1
81件～100件	3	9	15	6	6	10	7	6	10	72	9.7
101件～150件	5	19	31	15	15	13	16	10	22	146	19.7
151件～200件	4	15	14	8	5	7	5	2	10	70	9.4
201件以上	6	10	26	7	13	13	9	4	9	97	13.1
無回答	3	3	7	4	2	1	2	0	4	26	3.5
計	41	88	196	69	60	75	71	36	107	743	100
総件数	4,323	10,303	19,916	6,927	7,726	8,268	8,428	4,084	10,281	80,256	—
平均件数	113.8	121.2	105.4	106.6	133.2	111.7	122.1	113.4	99.8	111.9	—

サービス等利用計画の1事業所当たりの作成件数は、101～150件の階層が2割程度となっているが、その他の階層は1割前後となっており、101件～150件を除く1件～201件以上までのすべての件数で平均的に分散している。なお、事業所数の最も多かった101～150件の階層の最大値である150件作成している事業所を1か月に割り返すと計画作成件数は約12件ほどとなる。【表28】

表29 モニタリング件数（平成28年度）

（事業所数）

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
0件	2	1	6	0	0	1	7	0	1	18	2.4
1件～20件	2	3	17	3	2	4	1	3	5	40	5.4
21件～40件	0	2	11	6	3	4	1	1	4	32	4.3
41件～60件	1	4	19	3	2	10	5	3	5	52	7.0
61件～80件	8	5	18	2	2	5	2	2	15	59	7.9
81件～100件	0	6	12	2	7	5	5	6	9	52	7.0
101件～150件	6	14	32	14	9	6	10	12	16	119	16.0
151件～200件	3	14	20	12	7	11	10	2	15	94	12.7
201件以上	16	35	55	23	26	27	26	7	33	248	33.4
無回答	3	4	6	4	2	2	4	0	4	29	3.9
計	41	88	196	69	60	75	71	36	107	743	100

1事業所当たりのモニタリング件数は101件以上の階層に6割以上の事業所が集中している。201件以上と回答している事業所は33.4%あり、仮に1事業所当たりのモニタリング件数が年間201件とした場合1か月に割り返すと約17件のモニタリングを行ったこととなる。【表29】

表30 1ヶ月あたりの相談支援専門員1人あたりのサービス等利用計画平均作成件数

（事業所数）

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%	
専任	1件～20件	24	53	99	51	42	48	47	23	65	452	91.3
	21件～40件	0	3	3	0	1	5	0	1	1	14	2.8
	41件～60件	0	4	3	1	1	2	2	0	3	16	3.2
	61件以上	2	1	1	3	0	0	2	1	3	13	2.6
	計	26	61	106	55	44	55	51	25	72	495	100
兼任	1件～20件	23	29	79	22	18	25	24	10	19	249	94.0
	21件～40件	1	0	2	2	0	1	0	1	2	9	3.4
	41件～60件	1	1	0	0	0	0	0	0	0	2	0.8
	61件以上	0	1	2	0	0	0	2	0	0	5	1.9
	計	25	31	83	24	18	26	26	11	21	265	100

1か月あたりの相談支援専門員1人あたりの計画作成件数は専任者であっても兼任者であっても20件以下が9割を超えている。1日1件程度の作成である事がうかがえる。【表30】

表31 1ヶ月あたりの相談支援専門員1人あたりのモニタリング平均作成件数

(事業所数)

		北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
		専任	1件～20件	22	46	91	46	38	45	42	24	57
21件～40件	1		5	6	4	3	4	6	0	6	35	7.2
41件～60件	1		3	4	1	0	4	0	0	1	14	2.9
61件以上	1		3	5	3	2	1	2	1	7	25	5.2
計	25		57	106	54	43	54	50	25	71	485	100
兼任	1件～20件	23	25	80	21	16	26	24	11	17	243	91.4
	21件～40件	1	1	1	1	1	0	0	0	0	5	1.9
	41件～60件	0	3	2	1	1	1	0	0	3	11	4.1
	61件以上	1	1	1	1	0	0	2	0	1	7	2.6
	計	25	30	84	24	18	27	26	11	21	266	100

1か月あたりの相談支援専門員1人あたりのモニタリング作成件数についても計画作成と同様、専任者であっても兼任者であっても、20件以下が8割以上であり、計画作成と同様に1日1件程度が多いことが分かる。【表31】

表32 新規のサービス等利用計画作成の受け入れ見込み

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
今後も十分に受け入れが可能	2	6	13	2	7	2	6	3	17	58	7.8
数件なら受け入れが可能	18	48	93	33	33	33	37	19	41	355	47.8
受け入れる余裕がないため断っている	7	13	61	20	14	26	16	11	28	196	26.4
その他	13	19	26	13	6	13	8	3	17	118	15.9
無回答	1	2	3	1	0	1	4	0	4	16	2.2
指定特定相談支援事業所数	41	88	196	69	60	75	71	36	107	743	100

新規のサービス等利用計画の作成の受け入れについては、すでに受け入れを断っている事業所が26.4%あり、数件の余裕を残している事業所とあわせると74.2%が受け入れが厳しい状況となっている。事業所数、相談支援専門員ともに不足している状況がうかがえる。【表32】

表33 モニタリング回数の設定の協議

(事業所数)

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
必ず協議している	5	11	32	9	13	14	15	5	19	123	16.6
必要に応じて協議している	27	67	136	48	38	54	44	23	65	502	67.6
特に協議していない	8	9	23	12	8	7	10	8	19	104	14.0
無回答	1	1	5	0	1	0	2	0	4	14	1.9
指定特定相談支援 事業所数	41	88	196	69	60	75	71	36	107	743	100

モニタリング回数の設定について協議を行っている事業所は84.1%となっているが、必ず協議しているのは16.6%にとどまっている。【表33】

表34 モニタリング回数の設定

(事業所数/延)

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
国が定めている標準回数	23	41	85	33	30	31	29	19	66	357	48.0
市町村と協議のうえで 個別決定	22	50	114	39	30	42	40	15	44	396	53.3
その他	3	3	9	3	5	7	4	3	5	42	5.7
指定特定相談支援 事業所数	41	88	196	69	60	75	71	36	107	743	100

【表33】においてモニタリング回数の設定について協議している事業所が84.1%あるが、個別決定されているのは53.3%であり、48.0%と約半数の事業所が国が示した標準回数での設定となっていることが分かる。【表34】

表35 モニタリング回数（年間）

（人）

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
1回	2,045	5,924	7,807	2,364	3,779	3,624	3,491	2,190	5,835	37,059	39.8
2回	2,807	6,157	10,111	5,132	4,061	3,123	4,743	1,618	6,424	44,176	47.4
3回	123	312	1,059	206	152	196	465	160	423	3,096	3.3
4回	74	427	1,041	237	556	424	656	49	518	3,982	4.3
6回	425	61	534	55	230	96	160	13	29	1,603	1.7
12回	34	153	268	144	326	366	277	3	18	1,589	1.7
その他	27	574	468	46	281	97	63	22	98	1,676	1.8
計	5,535	13,608	21,288	8,184	9,385	7,926	9,855	4,055	13,345	93,181	100

年間のモニタリング回数については1回から2回が合わせて87.2%となっており、国が示した標準回数内での回数の設定が多いことが推測できる。【表35】

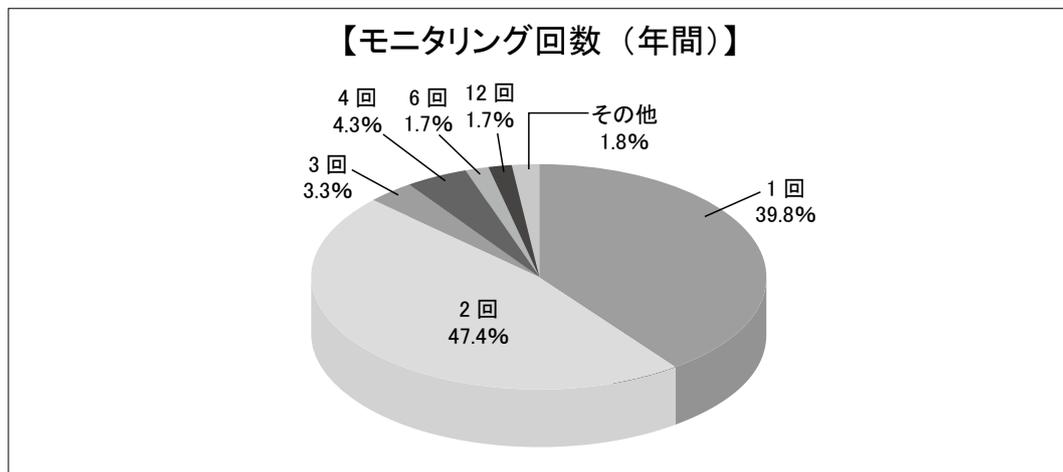


表36 アセスメント時の認定調査の依頼

（事業所数）

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
依頼がある	22	34	57	21	25	24	20	8	28	239	32.2
a. 全てのケースについて受け入れている	9	12	17	10	9	9	12	2	8	88	11.8
b. ケースの内容によって検討している	11	21	37	9	15	11	7	5	17	133	17.9
c. 依頼はあるが断っている	2	1	0	2	0	0	0	0	2	7	0.9
依頼はない	18	53	130	44	30	47	48	26	71	467	62.9
無回答	1	1	9	4	5	4	3	2	8	37	5.0
指定特定相談支援事業所件数	41	88	196	69	60	75	71	36	107	743	100

アセスメント時の認定調査について、依頼があるのは32.2%となっているが、内容により検討、または断ってるのが、18.8%あることが分かった。また、依頼が無いと回答した事業所は62.9%となっており、行政と事業者間での役割分担がされていることが推測される。【表36】

## VI. 障害児相談支援

表37 障害児相談支援について

(事業所数)

	地域別										委託状況					
	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%	委託なし	委託あり	委託のみ	不明・無回答	計
実施している	30	72	147	54	45	54	55	30	82	569	74.6	227	340	0	2	569
実施していない	9	16	37	11	12	15	14	5	17	136	17.8	79	54	2	1	136
不明・無回答	3	1	19	5	4	8	4	3	11	58	7.6	46	10	2	0	58
計	42	89	203	70	61	77	73	38	110	763	100	352	404	4	3	763

障害児相談支援を実施している事業所は569事業所と全体の74.6%であった。委託の有無で比較すると、「委託あり」の事業所は404事業所のうち340事業所（84.2%）、「委託なし」の事業所は352事業所のうち227事業所（64.5%）となっている。委託事業所のほうが障害児相談支援を実施しやすい体制なのか、あるいは委託業務内容の中に障害児相談支援を実施するように求められている可能性もあるのではないだろうか。【表37】

表38 特定事業所加算の取得状況

(事業所数)

	地域別										委託状況					
	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%	委託なし	委託あり	委託のみ	不明・無回答	計
特定事業所加算を取得している	6	9	14	6	12	15	9	6	9	86	15.1	30	56	0	0	86
特定事業所加算を取得していない	23	61	126	47	31	39	43	23	68	461	81.0	187	272	0	2	461
不明・無回答	1	2	7	1	2	0	3	1	5	22	3.9	10	12	0	0	22
計	30	72	147	54	45	54	55	30	82	569	100	227	340	0	2	569

成人の特定事業所加算取得状況と大きな差は見られない。

委託の有無で比較すると、「委託あり」の事業所は340事業所のうち56事業所（16.5%）、「委託なし」の事業所は227事業所のうち30事業所（13.2%）が取得している。委託事業所のほうが特定事業所加算の要件を満たすスタッフ体制を整えやすいことが伺える。【表38】

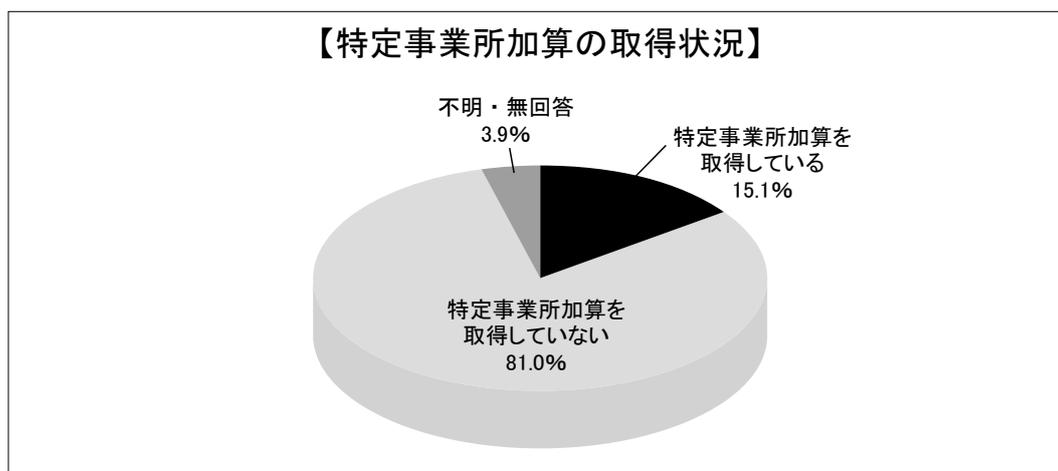


表39 特定事業所加算を未取得の事業所における状況

(事業所数)

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
今後取得する予定	3	2	11	1	1	5	6	3	10	42	9.1
取得する予定はない	12	38	66	13	21	22	19	16	25	232	50.3
取得できない	6	18	36	32	9	11	15	4	25	156	33.8
不明・無回答	2	3	13	1	0	1	3	0	8	31	6.7
計	23	61	126	47	31	39	43	23	68	461	100

特定事業所加算を取得していない事業所の今後の取得予定については、「取得の予定なし」と「取得できない」をあわせて84.2%と、特定事業所加算の取得の要件を満たすハードルの高さが伺える。【表39】

表40 特定事業所加算未取得の事業所における取得可能になるための条件

(事業所数/延)

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
常勤専従1名兼任2名に緩和されれば取得可能	1	4	6	4	0	0	4	0	4	23	14.7
常勤専従2名にのみ緩和されれば取得可能	2	5	6	2	3	4	4	3	10	39	25.0
常勤専従1名兼任1名に緩和されれば取得可能	1	6	17	16	3	2	5	2	11	63	40.4
その他	2	3	7	11	3	5	1	0	3	35	22.4
表39において「取得できない」と回答した事業所数	6	18	36	32	9	11	15	4	25	156	100

特定事業所加算を取得していない事業所が取得可能となるための要件が、常勤専従1名+兼任1名に緩和されたら取得可能と回答した事業所が40.4%。常勤専従が2名に緩和されたら取得可能と回答した事業所が25.0%であった。何らかの要件緩和により取得可能と回答した事業所は全体の約8割であった。【表9-1】の職員及びスタッフの人数によると、相談支援従業者が1名～3名の職員体制が約6割であり、指定要件の緩和は重要な意味を持つと考えられる。しかし、相談支援体制として、専門性の向上や様々な相談支援のリスクに対応するためにも4名以上の職員配置が望ましいであろう。【表40】

表41 初回加算の状況（28年度）

（事業所数）

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
0件	9	26	62	24	19	18	20	7	26	211	37.1
1件～5件	4	13	13	14	8	9	4	7	14	86	15.1
6件～10件	3	5	12	4	4	1	4	2	4	39	6.9
11件～20件	1	8	8	2	0	3	6	5	10	43	7.6
21件～30件	0	8	2	0	2	4	6	1	1	24	4.2
31件～50件	2	1	2	1	2	4	3	1	8	24	4.2
51件～100件	0	0	3	0	0	0	1	0	3	7	1.2
101件以上	0	0	0	0	1	1	0	0	0	2	0.4
不明・無回答	11	11	45	9	9	14	11	7	16	133	23.4
計	30	72	147	54	45	54	55	30	82	569	100
障害児支援利用計画 作成件数（28年度）	1,005	2,491	4,762	1,850	1,905	2,620	3,996	1,762	4,722	25,113	100
障害児支援利用計画における 初回加算件数（28年度）	125	419	554	136	301	435	461	165	785	3,381	13.5
%	12.4	16.8	11.6	7.4	15.8	16.6	11.5	9.4	16.6	13.5	

初回加算の取得については0件が37.1%と、3分の1以上の事業所が児童の新規相談を受けておらず、1～10件の事業所が全体の22.0%と、新たな障害児支援利用計画の作成に取り組むことが困難な実態がみとれる。職員体制上新規相談を受けたくても余裕がない等の要因によるのではないかと考えられる。

【表41】

表42 加算を届け出していない件数

（事業所数）

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
0件	15	34	61	28	26	20	26	14	38	262	46.0
1件～5件	2	6	11	5	1	2	3	1	6	37	6.5
6件～10件	0	1	4	4	2	0	1	3	1	16	2.8
11件～20件	1	1	5	1	0	2	2	0	1	13	2.3
21件～30件	0	1	0	1	0	1	2	1	1	7	1.2
31件～50件	0	2	3	1	1	2	0	0	0	9	1.6
51件～100件	1	0	3	0	1	1	1	1	2	10	1.8
101件以上	0	0	1	0	0	1	0	0	3	5	0.9
不明・無回答	11	27	59	14	14	25	20	10	30	210	36.9
計	30	72	147	54	45	54	55	30	82	569	100

加算を届け出ないと回答した事業所（未届けの件数を回答した事業所）が97事業所（17.0%）あった。仮に手続きの煩雑さやスタッフの不足という事情により加算を届け出していないのであったとしても、取得が可能な加算はしっかりと取得する姿勢は重要である。【表42】

表43 障害児支援利用計画・モニタリングの作成対象

(事業所数)

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
自法人の利用者のみ	2	1	4	2	2	1	0	0	1	13	2.3
他法人の利用者のみ	2	4	6	6	3	2	6	0	2	31	5.4
自法人・他法人利用者双方	6	15	45	11	14	16	19	12	26	164	28.8
特に定めていない	19	49	83	34	23	30	29	17	47	331	58.2
不明・無回答	1	3	9	1	3	5	1	1	6	30	5.3
計	30	72	147	54	45	54	55	30	82	569	100

自法人・他法人の区別なく対象にしている事業所と特に対象者を定めていない事業所で87.0%に上る。相談支援事業所として、地域のニーズには区別することなく対応している実態が見える。【表43】

表44 障害児支援利用計画作成件数（28年度）

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
0件	5	5	14	7	5	5	4	0	10	55	9.7
1件～5件	3	12	27	12	5	9	11	3	11	93	16.3
6件～10件	3	7	14	9	9	9	5	5	6	67	11.8
11件～20件	5	10	20	5	2	1	3	4	8	58	10.2
21件～30件	2	15	13	3	3	7	5	0	10	58	10.2
31件～50件	4	5	17	5	8	5	4	6	10	64	11.2
51件～100件	4	10	23	9	8	4	9	6	12	85	14.9
101件以上	3	5	10	4	4	11	13	6	12	68	12.0
不明・無回答	1	3	9	0	1	3	1	0	3	21	3.7
計	30	72	147	54	45	54	55	30	82	569	100
総件数	1,005	2,491	4,762	1,850	1,905	2,620	3,996	1,762	4,722	25,113	—
平均件数	34.7	36.1	34.5	34.3	43.3	51.4	74.0	58.7	59.8	45.8	—

障害児支援利用計画作成件数が0件の事業所が全体の9.7%、1～10件までが28.1%であり、合計で37.8%の事業所が障害児支援利用計画の作成に十分に取組めていない現状がある。【表9-1】では職員体制が1～2名の事業所が42.5%であり、職員体制の課題が想定できる。一方、101件以上の計画作成を行っている事業所も12.0%あり、事業所間の偏りがみられる。【表44】

表45 モニタリング件数（28年度）

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
0件	7	6	14	7	6	6	7	0	11	64	11.2
1件～5件	1	10	28	13	5	9	9	4	9	88	15.5
6件～10件	5	6	7	6	1	6	5	2	7	45	7.9
11件～20件	1	8	17	3	10	3	3	5	6	56	9.8
21件～30件	4	9	15	2	2	2	4	3	4	45	7.9
31件～50件	4	9	15	5	6	4	5	8	9	65	11.4
51件～100件	4	10	20	11	7	10	6	3	14	85	14.9
101件以上	3	10	21	6	7	11	14	5	18	95	16.7
不明・無回答	1	4	10	1	1	3	2	0	4	26	4.6
計	30	72	147	54	45	54	55	30	82	569	100
総件数	1,125	3,406	6,407	2,452	2,396	3,511	4,014	1,472	6,078	30,861	—
平均件数	38.8	50.1	46.8	46.3	54.5	68.8	75.7	49.1	77.9	56.8	—

モニタリング件数0件の事業所が11.2%、1～10件の23.4%と合わせると、合計で34.6%の事業所でモニタリング件数の実績が十分に上がっていない。【表44】の傾向とも概ね合致する。【表45】

表46 1ヶ月あたりの相談支援専門員1人あたりの障害児支援利用計画平均作成件数

(事業所数)

		北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
1件～20件	専任	17	43	64	33	24	28	37	24	45	315	96.3
21件～40件		0	0	2	0	0	1	1	0	3	7	2.1
41件～60件		1	0	0	0	0	0	0	0	3	4	1.2
61件以上		0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0.3
計		18	43	66	34	24	29	38	24	51	327	100
1件～20件	兼任	5	20	36	13	11	5	14	6	10	120	97.6
21件～40件		1	0	1	0	0	0	0	0	1	3	2.4
41件～60件		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
61件以上		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計		6	20	37	13	11	5	14	6	11	123	100

表47 1ヶ月あたりの相談支援専門員1人あたりのモニタリング平均作成件数

(事業所数)

		北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
1件～20件	専任	18	35	63	31	22	26	37	24	41	297	94.6
21件～40件		0	2	1	1	0	1	1	0	5	11	3.5
41件～60件		0	0	1	0	0	0	0	0	2	3	1.0
61件以上		0	0	0	1	0	0	0	0	2	3	1.0
計		18	37	65	33	22	27	38	24	50	314	100
1件～20件	兼任	4	19	41	11	12	5	13	6	9	120	95.2
21件～40件		0	0	0	1	0	0	1	0	1	3	2.4
41件～60件		0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0.8
61件以上		1	0	0	0	0	0	0	0	1	2	1.6
計		5	19	41	12	12	5	14	6	12	126	100

1ヶ月あたりの相談支援専門員1人あたりの障害児支援利用計画作成件数をみると、専任・兼任ともに、相談支援専門員のほとんど（90%以上）は、1ヶ月に提出する計画（モニタリング）の数が20件以下に収まっている。ひと月20件（モニタリングを合算すると40件）という作成数をどのように評価するかは難しい要素が多くあるが、月の勤務日数を20日程度と考えると、1日2件程度ということになり、決して少なくはないと考えられる。【表46】【表47】

表48 新規の障害児支援利用計画作成受け入れ見込み

(事業所数)

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
今後も十分に受け入れが可能	1	4	9	3	6	2	5	3	6	39	6.9
数件なら受け入れが可能	13	38	69	23	23	19	29	16	37	267	46.9
受け入れる余裕がないため断っている	5	14	39	17	10	17	14	7	21	144	25.3
その他	10	14	23	10	4	12	7	3	15	98	17.2
無回答	1	2	7	1	2	4	0	1	3	21	3.7
障害児相談支援事業所数	30	72	147	54	45	54	55	30	82	569	100

新規の障害児支援利用計画作成の受け入れが十分可能と返答のあった事業所は6.9%にとどまっている。小学校や中学校入学などの節目には新規で福祉サービスを申請するケースが多いため、相談支援事業所の新規開設や児童に対応できる相談支援員の養成が、今後一層重要になると考えられる。【表48】

表49 モニタリング設定の協議

(事業所数)

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
必ず協議している	3	9	23	2	11	11	9	4	20	92	16.2
必要に応じて協議している	19	50	101	38	25	31	38	18	38	358	62.9
特に協議していない	5	7	13	11	7	8	8	8	19	86	15.1
無回答	3	6	10	3	2	4	0	0	5	33	5.8
障害児相談支援 事業所数	30	72	147	54	45	54	55	30	82	569	100

表50 モニタリングの回数の設定

(事業所数/延)

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
国が定めている標準回数	14	30	58	26	21	20	22	18	48	257	45.2
市町村と協議のうえで個別決定	14	38	86	27	21	30	33	10	32	291	51.1
その他	0	2	3	3	4	3	4	3	3	25	4.4
障害児相談支援 事業所数	30	72	147	54	45	54	55	30	82	569	100

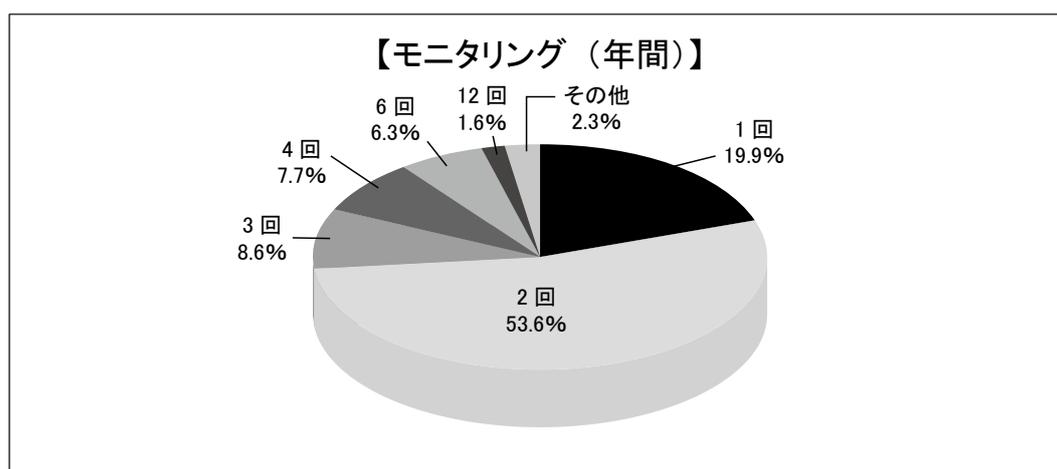
モニタリングの回数を行政と「必ず協議している」もしくは「必要に応じて協議している」との回答は合計で79.1%であり、ほとんどの事業所は何らかの形で話し合いの機会を持っている。しかし、その結果国が出している標準回数になっているのが45.2%、個別に回数が決定されているのが51.1%となっている。【表49】【表50】

表51 モニタリング回数（年間）

（人数）

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
1回	106	363	1,014	137	566	471	327	614	897	4,495	19.9
2回	492	1,293	1,625	1,191	749	1,124	1,894	919	2,809	12,096	53.6
3回	51	99	401	447	149	186	206	82	319	1,940	8.6
4回	74	197	410	45	128	56	340	24	476	1,750	7.7
6回	1	806	276	23	243	22	44	0	10	1,425	6.3
12回	2	246	22	6	5	24	41	0	6	352	1.6
その他	3	45	104	27	62	47	37	101	103	529	2.3
計	729	3,049	3,852	1,876	1,902	1,930	2,889	1,740	4,620	22,587	100

モニタリング回数について、1回が19.9%、2回が53.6%で合計73.5%、3回以上行なっている件数は24.2%である。モニタリング回数を市町村と協議を行ったうえで決定している事業所が全体の半数以上あるにもかかわらず、73.5%が標準回数になっているのは、協議の結果標準回数となったのか等理由は不明であり、今後検証する必要があるだろう。【表51】



## Ⅶ. 一般相談支援（地域移行・地域定着支援）

表52-1 地域移行支援の実施

(事業所数)

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
実施している	23	40	77	24	32	41	29	17	34	317	41.5
実施していない	16	44	96	39	19	28	36	17	53	348	45.6
不明・無回答	3	5	30	7	10	8	8	4	23	98	12.8
計	42	89	203	70	61	77	73	38	110	763	100

地域移行支援を実施している事業所は41.5%。実施していない事業所は45.6%と、未実施の事業所がやや上回っている。【表52-1】

表52-2 実施している場合の実績（平成28年度実績）

(事業所数)

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
0人	18	36	61	16	24	31	23	16	26	251	79.2
1人	4	2	7	3	5	2	5	0	3	31	9.8
2人	1	0	1	2	2	4	0	0	1	11	3.5
3人	0	0	2	0	0	1	0	0	1	4	1.3
4人以上	0	0	5	1	0	1	0	0	1	8	2.5
不明・無回答	0	2	1	2	1	2	1	1	2	12	3.8
計	23	40	77	24	32	41	29	17	34	317	100

地域移行支援事業の指定は受けているが実績がない事業所が全体の約8割を占めている。この事業は相談支援事業所だけの努力では実績を上げることは難しく、送り出す精神科病院や入所施設との連携が不可欠である。特に、退院、退所後の地域での支援体制（通所施設や訪問介護・訪問看護、生活保護、権利擁護事業、相談支援）や地域で単身生活を送る障害者の生活実態などを病院や入所施設に伝え、それぞれと地域移行支援事業の存在や意義を共有し、モチベーションを保てるような取り組みが必要である。【表52-2】

表53-1 地域定着支援の実施

(事業所数)

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
実施している	23	38	69	22	33	40	29	17	36	307	40.2
実施していない	15	43	97	38	18	28	34	15	48	336	44.0
不明・無回答	4	8	37	10	10	9	10	6	26	120	15.7
計	42	89	203	70	61	77	73	38	110	763	100

表53-2 実施している場合の実績 (平成28年度)

(事業所数)

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
0人	16	31	54	14	22	23	17	16	32	225	73.3
1人	2	3	7	2	3	6	2	0	3	28	9.1
2人	0	0	2	3	4	1	2	0	1	13	4.2
3人	0	0	2	0	0	2	2	0	0	6	2.0
4人以上	5	1	3	2	3	6	5	0	0	25	8.1
不明・無回答	0	3	1	1	1	2	1	1	0	10	3.3
計	23	38	69	22	33	40	29	17	36	307	100

【表52-1・52-2】の調査結果との有意差は見られない。地域移行支援事業と同じく、病院や入所施設への情報提供や連携が求められる。また、平成30年度からの自立生活援助事業との住み分けの課題も今後検討する必要があるのではないかとと思われる。【表53-1】【表53-2】



## Ⅱ. スタッフの状況

[1]相談支援 事業所の職員数 ※実人数で回答のこと ※相談支援従事者には、相談支援業務を行っている者(管理者も相談支援を行う場合は含む)を計上のこと ※実態に応じた人数を記載のこと ★1 専任: 当該相談支援事業所における相談業務のみに従事委託・指定特定(成人・障害児)、一般相談の相互における兼任は専任に計上のこと ★2 兼任: 当該相談支援事業所以外の他事業にも従事 ★3 両方: 委託と指定の両方に従事	専任★1			兼任★2						計			
				常勤換算									
	委託	指定	両方★3	委託	指定	両方	委託	指定	両方	委託	指定	両方	
	相談支援従事者									名	名	名	
	うち相談支援専門員									名	名	名	
	その他									名	名	名	
	合計	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	
男性									名	名	名		
女性									名	名	名		
[2]年齢と専任・兼任 ※実人数で回答のこと	年齢区分	20代		30代		40代		50代		60歳以上		計	
	専任・兼任	専任	兼任	専任	兼任	専任	兼任	専任	兼任	専任	兼任	専任	兼任
	計	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名
[3]相談支援の 従事(継続)年数 (延べ年数) ※実人数で回答のこと ※専任・兼任は分けずに計上のこと	年齢区分	20代		30代		40代		50代		60歳以上		計	
	3年未満											名	
	3年以上5年未満											名	
	5年以上											名	
	計		名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	
[4]事業所職員の 保有資格 ※複数の資格を保有する際には重複計上のこと	保有資格	専任		兼任他		保有資格		専任		兼任他			
	①相談支援専門員					⑥社会福祉士							
	②保健師					⑦介護支援専門員							
	③看護師・准看護師					⑧臨床心理士							
	④精神保健福祉士					⑨その他専門職							
	⑤介護福祉士												
[5]事例検討等の 状況 ※該当をすべて選択	<input type="checkbox"/> ①事業所内で事例検討会を実施している <input type="checkbox"/> ②協議会での事例検討会に参加している <input type="checkbox"/> ③地域内での事例検討会に参加している <input type="checkbox"/> ④事例検討会には参加していない												
	<input type="checkbox"/> ①事業所内でサービス等利用計画の検証・評価を行っている <input type="checkbox"/> ②協議会でサービス等利用計画の検証・評価を行っている <input type="checkbox"/> ③地域内でサービス等利用計画の検証・評価を行っている <input type="checkbox"/> ④サービス等利用計画の検証・評価は十分に行うことができていない												
	<input type="checkbox"/> ①事業所内で事例検討会を実施している <input type="checkbox"/> ②協議会での事例検討会に参加している <input type="checkbox"/> ③地域内での事例検討会に参加している <input type="checkbox"/> ④事例検討会には参加していない												
	<input type="checkbox"/> ①事業所内でサービス等利用計画の検証・評価を行っている <input type="checkbox"/> ②協議会でサービス等利用計画の検証・評価を行っている <input type="checkbox"/> ③地域内でサービス等利用計画の検証・評価を行っている <input type="checkbox"/> ④サービス等利用計画の検証・評価は十分に行うことができていない												

## Ⅲ 市町村からの委託相談支援

(注) 委託相談支援のみ回答のこと

[1]委託相談支援の実施	<input type="checkbox"/> ①委託相談支援事業所である ⇒1 ページ設問[3]で②または③にチェックあり <input type="checkbox"/> ②委託相談支援事業所ではない(以下回答は不要⇒設問Ⅳへ)								
[2]委託市区町村数	①市町村相談支援事業の委託市区町村数	市区町村						※委託を受けている	
	②自立支援協議会の運営委託市区町村数	市区町村						市区町村の数を計上	
[3]委託市区町村の人口規模 ※複数委託の場合は総人口規模で計上	<input type="checkbox"/> ① 1万人未満		<input type="checkbox"/> ⑤ 30万人以上 50万人未満						
	<input type="checkbox"/> ② 1万人以上 5万人未満		<input type="checkbox"/> ⑥ 50万人以上 100万人未満						
	<input type="checkbox"/> ③ 5万人以上 10万人未満		<input type="checkbox"/> ⑦ 100万人以上						
	<input type="checkbox"/> ④ 10万人以上 30万人未満								
	<input type="checkbox"/> ① 知的障害 <input type="checkbox"/> ② 身体障害 <input type="checkbox"/> ③ 精神障害 <input type="checkbox"/> ④ 障害児								
[5]相談者の障害種別 ※平成28年度の状況について回答のこと ※主たる障害に実人数で回答のこと	相談者の障害種別	知的障害	身体障害	精神障害	発達障害	児童	難病	その他	
	28年度 ☆	人	人	人	人	人	人	人	
	うち、28年度新規相談者(	人)							





## VII. 事業所の経営状況

※委託相談支援事業と指定特定相談支援事業を必ず分けて記入してください。  
 ※事務（経理）担当者に確認の上、記入してください。

		委託相談支援事業	指定特定相談支援事業 (障害児相談含む)	合計
[1]収入 ※昨年度決算から計上のこと。 ★5相談支援に関する補助金等のみ計上のこと	①サービス等利用計画収入		円	円
	②委託費等収入 ※相談支援事業のみ計上	円	うち自治体等からの補助金等★5 円	円
	収入計（A）	円	円	円
[2]支出 ※昨年度決算から計上のこと。	① 人件費支出	円	円	円
	② 事業費支出	円	円	円
	③ 事務費支出	円	円	円
	支出計（B）	円	円	円
[3]収支差額（A） - （B）		円	円	円
[4]その他 相談支援事業の決算に計上していない（または一部計上している）支出のうち、本来は委託相談支援事業、指定特定相談支援事業において支出することが望ましい支出の概算額	① 人件費	円	円	円
	② 事業費	円	円	円
	③ 事務費	円	円	円
	④ その他	円	円	円

## VIII. その他

[1] いわゆる「困難事例」等、通常のサービス等利用計画作成に比べ、多くの時間や調整が必要なケースの概要（具体的にお書きください）	
[2] 困難事例対応等における相談支援の提供やサービス等利用計画を作成する上で、常に注意・配慮している点や、関係機関との調整において苦労している点（具体的にお書きください）	
[3] 相談支援専門員として求められる基礎的な知識や技術、また専門的な知識や技術とは何か（具体的にお書きください）	
[4]その他、相談支援事業の実施に際してのご意見等	

ご協力ありがとうございました